

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

2.行動計画の内容

目標1： 所定外労働時間を3%削減する。

<対策> 2024年4月～ 毎週水曜日の全社一斉ノー残業デーの実施
2024年4月～ 社内掲示板による社員への周知（毎月）
2024年4月～ 各個人へ通知を送付（毎週水曜日）

目標2： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策> 2024年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
2024年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
2024年4月～ 社内メールで取得に向けた案内を行う

目標3： 男性労働者の育児休業取得を1人以上とする。

<対策> 2024年4月～ 育児休業制度の個別周知と意向確認をする
2025年4月～ 仕事と育児の両立に関する相談窓口を設置し周知する